

### 大阪府監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年1月20日

大阪府監査委員 磯部 洋  
同 赤木 明夫  
同 清水 涼子  
同 和田 秋夫  
同 中川 隆弘

#### 1 指摘事項に対する措置 (資金運用の取扱いについて)

監査対象機関名	株式会社大阪国際会議場	
監査実施年月日	平成24年11月1日から同月2日まで	
	監査の結果	措置の状況
	「株式会社大阪国際会議場資金運用規則」(以下「規則」という。)において、債券の購入については、経営会議の決議を経て行うものとされているにもかかわらず、規則どおりの運用が行われていなかった。また、規則において、事業年度ごとに資金運用計画を策定し、取締役会の承認を受けるとされているにもかかわらず、資金運用計画が策定されていなかった。	債券の購入については、今後規則で定められたとおりに経営会議にて決議する。(監査受検以降、該当なし) 運用計画の承認については、平成25年5月29日開催の第235回取締役会にて第65期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)運用計画を議案として提出し承認決議を得た。

#### (取締役会議事録について)

監査対象機関名	株式会社大阪国際会議場	
監査実施年月日	平成24年11月1日から同月2日まで	
	監査の結果	措置の状況
	取締役会議事録に、会社法上定められている出席した取締役及び監査役の記名押印がされていないものがあった。	記名押印が未済となっていた第228回取締役会及び第230回取締役会議事録については全て押印が完了した。

2 指示事項に対する措置  
(決算手続の適正化について)

監査対象機関名	公益財団法人大阪府国際交流財団	
監査実施年月日	平成25年1月10日から同月11日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>財団法人大阪府国際交流財団（平成24年度より公益財団法人大阪府国際交流財団。以下「法人」という。）における平成23年度の決算手続について確認したところ、以下の改善すべき事案があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本財産である投資有価証券のうち時価の著しい下落が生じている円貨建外国債（取得価額5億円、評価損2億8千万円）について、平成23年度決算において強制評価減を行う方針であったが、指定正味財産から一般正味財産への振替処理が行われていなかった。</li> <li>2 実質的に回収不可能な未収金193千円について、損失処理が行われていなかった。</li> <li>3 投資有価証券1銘柄について、取得価額と外部預け先の残高証明書の間とに1千円の差額が生じていた。</li> <li>4 賃借料として処理すべき金額10千円について、会議費として処理されていた。</li> <li>5 銀行預金口座のうち残高がゼロである1口座について、残高一覧への記載が漏れていた。</li> <li>6 固定資産について、時価の把握による減損処理の要否検討が行われていなかった。</li> </ol> <p>会計処理の誤りについては速やかに修正する必要がある。また、職員の公益法人会計に関する内容理解と知識向上を図るとともに、適切な決算手続に努められたい。</p>	<p>(投資有価証券の著しい時価の下落に係る会計処理について) 今後、強制評価減が必要な案件が生じた場合には、適正に処理する。 なお、本件について、平成23年度決算書の正味財産増減計算書には振替処理が記載されていないが、会計処理は適切に行っており、平成24年度決算には影響ない。</p> <p>(滞留未収金について) 回収不能であった未収金193千円については、平成25年3月29日付けの決裁により、連帯保証人への請求を断念し、平成25年3月31日付けで損失処理した。また、平成25年11月1日付けで「公益財団法人大阪国際交流財団 大阪府堺留学生会館オリオン寮管理要領」を修正し、保証人に対する未収金の請求について明文化した。今後は、未収金の取扱いについて、上記要領に基づき、適切に処理する。</p> <p>(投資有価証券の帳簿価額の誤りについて) 監査の指摘を受け、確認したところ、残高証明書の記載が適切であったため、平成24年度決算において帳簿記載の取得価格を修正した。また、平成25年6月6日開催の理事会において、今回の処理について報告した。</p> <p>(費用の計上科目の誤りについて) (銀行預金口座及び残高一覧の網羅性について) 今後、このようなことのないように適正な会計処理に努める。</p> <p>(固定資産の時価の把握について) 平成24年度決算において、平成23年度と平成24年度の路線価を比較し、変動がなかったことから、時価の著しい下落はないものとし、増減</p>

	<p>なしとした。 (職員の知識向上等について) 職員の公益法人会計に関する内容理解と知識向上を図るため、公益財団法人公益法人協会、全国公益法人協会、監査法人等が開催する会計セミナー等に職員を積極的に参加させ、職員の知識向上を図るとともに、適切な会計処理の確保に努めた。</p>
--	---